

資料2－8

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	平和-9 r. 2.0
提出年月日	令和5年10月31日

泊発電所3号炉

発電用原子炉の設置変更（3号発電用原子炉施設の変更）に係る
原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号
(平和目的) 基準への適合について
比較表

令和5年10月
北海道電力株式会社

泊発電所 3号炉 比較表

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)基準への適合について

灰色：泊3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯3, 4号炉の記載のうち、MOX燃料未導入に係る記載
- ・女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3号炉および4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由						
<p style="text-align: center;">③ Rev0</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>大飯発電所安全審査資料</td></tr> <tr><td>5-1</td></tr> <tr><td>平成29年2月7日</td></tr> </table> <p>大飯発電所の発電用原子炉の設置変更 (3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に係る 原子炉等規制法第43条の3の6第1項 第1号(平和目的)基準への適合について</p> <p>平成29年2月 関西電力株式会社</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【PWR比較プラント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規制基準適合性審査において、最新のPWR許可プラントである、大飯3, 4号炉を比較対象とした。 ・ただし、大飯3, 4号炉はウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を導入していないため、関連する記載箇所は、泊3号炉と同じくウラン・プルトニウム混合酸化物燃料導入の3ループプラントである四国電力伊方3号炉の新規制基準適合性審査における当該資料の記載を抜粋して記載した。 </div>	大飯発電所安全審査資料	5-1	平成29年2月7日	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>女川原子力発電所 2号炉審査資料</td></tr> <tr><td>資料番号 12-NP-0273 (原形)</td></tr> <tr><td>提出年月日 令和2年2月7日</td></tr> </table> <p>発電用原子炉の設置変更(2号発電用原子炉施設の変更)に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)基準への適合について</p> <p>令和2年2月 東北電力株式会社</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【BWR比較プラント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊発電所3号炉の審査において主なリファレンスプラントとしている女川発電所2号炉を比較対象とした。 ・ただし、資料1-1「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抜粋)」のうち、第四十三条の三の五第2項第十一号および第四十三条の三の六第1項第五号の部分については、当該箇所に係る法令改正後に審査を受けてた島根2号炉の記載を抜粋した。 </div>	女川原子力発電所 2号炉審査資料	資料番号 12-NP-0273 (原形)	提出年月日 令和2年2月7日	<p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉</p> <p>発電用原子炉の設置変更(3号発電用原子炉施設の変更)に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)基準への適合について</p> <p>令和5年5月 北海道電力株式会社</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【泊3号炉欄の色塗りルールについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川との比較を基本とした。 ・大飯一泊で差異はあるが、女川一泊で差異が無いものは大飯のみ色塗りとした。 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料に係る記載箇所は、伊方3号炉の記載を比較対象とし、差異があれば色塗りをした。 </div>	
大飯発電所安全審査資料									
5-1									
平成29年2月7日									
女川原子力発電所 2号炉審査資料									
資料番号 12-NP-0273 (原形)									
提出年月日 令和2年2月7日									

泊発電所 3号炉 比較表

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)基準への適合について

灰色：泊3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯3、4号炉の記載のうち、MOX燃料未導入に係る記載
- ・女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3号炉および4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
審査事項	適合性	原子炉設置変更許可申請書等	審査事項	適合性	原子炉設置変更許可申請書等	審査事項	適合性	原子炉設置変更許可申請書等	
原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)について	(イ) 1) 3号炉及び4号炉は、商業発電に使用する目的で基底負荷用として、昭和62年2月10日付けをもって設置の許可を得て、3号炉にあっては、平成3年12月18日以降、4号炉にあっては平成5年2月2日以降商業発電を行っているものである。 2) 原子炉の型式は、濃縮ウラン燃料、軽水減速、軽水冷却、加圧水型である。	(3号炉及び4号炉) ○添付書類一 商業発電用として使用するものである。 ○添付書類一(2. 運転計画) 基底負荷用として運転を行う予定である。 ○本文(三、発電用原子炉の型式、熱出力及び基数) 型式 濃縮ウラン、軽水減速、軽水冷却、加圧水型	原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)について	(イ) 1) 2号炉は、商業発電に使用する目的で基底負荷用として、平成元年2月28日付けをもって設置の許可を得て、平成7年7月28日以降商業発電を行っているものである。 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。	○添付書類一 商業発電用として使用するものである。 ○添付書類一(2. 運用計画) 基底負荷用として運転を行う予定である。 ○本文(三、発電用原子炉の型式、熱出力及び基数)	原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)について	(イ) 1) 3号炉は、商業発電に使用する目的で基底負荷用として、平成15年7月2日付けをもって設置の許可を得て、平成21年12月22日以降商業発電を行っているものである。	○添付書類一 商業発電用として使用するものである。 ○添付書類一(2. 運用計画) 基底負荷用として運転を行う予定である。 ○本文(三、発電用原子炉の型式、熱出力及び基数)	【大飯・女川】設備名称の相違
伊方3号炉の記載抜粋	2) 原子炉の型式は、濃縮ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、軽水減速、軽水冷却、加圧水型である。	型式：濃縮ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料 軽水 減速、軽水冷却、加圧 水型	2) 原子炉の型式は、濃縮ウラン、軽水減速、軽水冷却、沸騰水型である。	型式：濃縮ウラン、軽水減速、軽水冷却、沸騰水型	2) 原子炉の型式は、濃縮ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料、軽水減速、軽水冷却、加圧水型である。	今回の変更は、 ・改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等を追加する。あわせて、記	今回の変更は、 ・資料1(本発電用原子炉が平和の目的以外に使用されるおそれがないことの説明)参照	今回の変更は、 ・改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置、体制の整備等を追加する。あわせて、記	【大飯：“改正”的部分】記載表現の相違 【大飯：“3号炉及び4号炉”的部分】記載表現の相違 【大飯、女川：“及び”的部分】記載表現の相違 【大飯：“を行うため、併せて”的部分】記載表現の相違

泊発電所 3号炉 比較表

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)基準への適合について

灰色：泊3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯3、4号炉の記載のうち、MOX燃料未導入に係る記載
- ・女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3号炉および4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>関連法令の条文等と整合するよう変更する。</p> <p>ものであり、原子炉の使用目的、型式を変更するものではなく、変更後においても原子炉を平和の目的以外に使用するものではない。</p> <p>(p) 1) 3号炉及び4号炉は、濃縮度約4.8%以下の低濃縮ウラン燃料を使用し、その燃料装荷量は約91tであり、標準的な取替え方式では、年間予定使用量は約20tと見込んでおり、取替燃料集合体平均燃焼度は約50,000MWd/tである。</p> <p>伊方3号炉の記載抜粋</p> <p>(p) 1) 3号炉は、濃縮度約4.8wt%以下の低濃縮ウラン及びプルトニウム含有率約4.1wt%濃縮ウラン相当以下のウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を使用し、その燃料装荷量は約74tであり、標準的な取替方式では、年間予定使用量は約17tと見込んでおり、取替燃料集合体平均燃焼度はそれぞれ約48,000MWd/t、約38,000MWd/tである。</p>	<p>○本文(五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備)</p> <p>(1) 発電用原子炉の炉心</p> <p>(ii) 燃料体の最大挿入量</p> <p>炉心全ウラン量 約91t</p> <p>伊方3号炉の記載抜粋</p> <p>炉心全ウラン量 約74t</p> <p>炉心全ウラン・プルトニウム量 約74t</p> <p>(2) 燃料体</p> <p>(i) 燃料材の種類</p> <p>ウラン235濃縮度 取替燃料 約4.8wt%以下</p> <p>伊方3号炉の記載抜粋</p> <p>a. ウラン燃料</p> <p>ウラン235濃縮度 取替燃料 約4.8wt%以下</p>	<p>載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。</p> <p>ものであり、原子炉の使用目的、型式を変更するものではなく、変更後においても原子炉を平和の目的以外に使用するものではない。</p> <p>○本文(五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備)</p> <p>ハ 原子炉本体の構造及び設備</p> <p>(1) 発電用原子炉の炉心</p> <p>(ii) 燃料体の最大挿入量</p> <p>炉心全ウラン量 約96t (高燃焼度8×8燃料)</p> <p>約97t (9×9燃料(A型))</p> <p>約96t (9×9燃料(B型))</p> <p>(2) 燃料体</p> <p>(i) 燃料材の種類</p> <p>ウラン235濃縮度 取替燃料集合体平均濃縮度 高燃焼度8×8燃料 約3.5wt% 9×9燃料(A型) 約3.7wt% 9×9燃料(B型)</p>	<p>載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。</p> <p>ものであり、原子炉の使用目的、型式を変更するものではなく、変更後においても原子炉を平和の目的以外に使用するものではない。</p> <p>○本文(五、発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備)</p> <p>ハ、原子炉本体の構造及び設備</p> <p>(1) 発電用原子炉の炉心</p> <p>(ii) 燃料体の最大挿入量</p> <p>炉心全ウラン量 約74t</p> <p>炉心全ウラン・プルトニウム量 約74t</p> <p>(2) 燃料体</p> <p>(i) 燃料材の種類</p> <p>a. ウラン燃料</p> <p>ウラン235濃縮度 取替燃料 約4.8wt%以下</p>

泊発電所 3号炉 比較表

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)基準への適合について

灰色：泊3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯3、4号炉の記載のうち、MOX燃料未導入に係る記載
- ・女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3号炉および4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>今回の変更はこれを変更するものではなく、使用される核燃料物質はすべて国際規制物資として規制の対象となっており、平和の目的以外の用途に転用することはない。</p> <p>また、平和の目的以外に転用されることのないよう、「大飯発電所核物質防護規定」に基づき、特定核燃料物質の盗取等による不法な移転及び妨害破壊行為の防止を図っている。</p>	<p>伊方3号炉の記載抜粋</p> <p>b. ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 プルトニウム含有率 取替燃料 約 4.1wt%濃縮ウラン相当以下</p> <p>○本文（七、発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量）</p> <p>□、年間予定使用量 年間平均 約 20t 取替燃料集合体平均燃焼度 約 50,000MWd/t</p> <p>伊方3号炉の記載抜粋</p> <p>□、年間予定使用量 年間平均 約 17t 取替燃料集合体平均燃焼度 ウラン燃料 約 48,000MWd/t ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 約 38,000MWd/t</p>	<p>今回の変更はこれを変更するものではなく、使用される核燃料物質はすべて国際規制物資として規制の対象となっており、平和の目的以外の用途に転用することはない。</p> <p>また、平和の目的以外に転用されることのないよう、「女川原子力発電所核物質防護規定」に基づき、特定核燃料物質の盗取等による不法な移転及び妨害破壊行為の防止を図っている。</p>	<p>型 約 3.8wt%</p> <p>○本文（七、発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量）</p>
<p>2) 使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等</p>	<p>○本文（八、使用済燃料の処分の方法）</p> <p>使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等</p>	<p>2) 使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用</p>	<p>○本文（八、使用済燃料の処分の方法）</p> <p>使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用</p>

泊発電所 3号炉 比較表

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)基準への適合について

灰色：泊3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯3、4号炉の記載のうち、MOX燃料未導入に係る記載
- ・女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3号炉および4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理することとしている。</p> <p>再処理等拠出金法の公布に伴い、使用済燃料の発生量に応じて拠出金を支払う義務が課され、拠出金を納付した場合、再処理等について、原子炉等規制法に基づく指定を受けた事業者等のみに対して委託され、着実に実施されることが法により明確化されたこと、および数量についても保安規定および</p> <p>取決めの締結確認申請書等にて同等の確認が可能であることから、設置許可での政府の確認は不要と考えている。</p> <p>再処理等拠出金法施行後に、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウム</p>	<p>規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理することとしている。</p> <p>再処理等拠出金法の公布に伴い、使用済燃料の発生量に応じて拠出金を支払う義務が課され、拠出金を納付した場合、再処理等について、原子炉等規制法に基づく指定を受けた事業者等のみに対して委託され、着実に実施されることが法により明確化されたこと、及び数量についても、適切な装荷予定量が確保されることが自明であること、搬出予定量は取決めの締結確認申請書にて都度確認が可能であることから、政府の確認は不要と考えている。</p> <p>再処理等拠出金法施行後に、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者においてのみ実施することとなる。</p>	<p>規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理することとしている。</p> <p>再処理等拠出金法の公布に伴い、使用済燃料の発生量に応じて拠出金を支払う義務が課され、拠出金を納付した場合、再処理等について、原子炉等規制法に基づく指定を受けた事業者等のみに対して委託され、着実に実施されることが法により明確化されたこと、及び数量についても、適切な装荷予定量が確保されることが自明であること、搬出予定量は取決めの締結確認申請書にて都度確認が可能であることから、政府の確認は不要と考えている。</p> <p>再処理等拠出金法施行後に、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者においてのみ実施することとなる。</p>	<p>【大飯：“および”の部分】記載表現の相違</p> <p>【大飯“保安規定および”の部分】記載方針の相違</p> <p>・泊も大飯と同じく、保安規定にて、適切な荷物予定量を計画することをさだめている。表現は女川実績を反映した。</p> <p>【大飯：“搬出予定量は”的部分】記載表現の相違</p> <p>【大飯：“等”的部分】記載方針の相違</p> <p>・搬出予定量は“取決めの確認申請書”にて確認可能であるため、表現は女川実績を反映した。</p> <p>【大飯：“同等の部分】記載表現の相違</p> <p>【大飯：“設置許可での”の部分】記載表現の相違</p>

灰色：泊3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯3, 4号炉の記載のうち、MOX燃料未導入に係る記載
- ・女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3号炉および4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとしており、 海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとしている。 今回の変更はこれを変更するものではなく、使用済燃料を平和の目的以外に使用することはない。</p>	<p>ムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。 ただし、上記以外の取り扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年6月30日付けで許可を受けた記載を適用する。</p>	<p>また、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとしており、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとしている。 従って、今回の変更後においても使用済燃料を平和の目的以外に使用するものではない。</p>	<p>また、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとしており、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとしている。 したがって、今回の変更後においても使用済燃料を平和の目的以外に使用するものではない。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 【大飯・女川】 記載表現の相違 【大飯・女川】 許可日の相違 【大飯】 記載表現の相違 【大飯】 記載表現の相違</p>

灰色：泊3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯3、4号炉の記載のうち、MOX燃料未導入に係る記載
- ・女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3号炉および4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【補足説明資料】</p> <p>資料1 本発電用原子炉が平和の目的以外に使用されるおそれがないことの説明</p> <p>添付1-1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（最終改正平成二十八年五月十八日法律第四十二号）（抜粋）</p> <p>添付1-2 関西電力株式会社定款（抜粋）</p> <p>添付1-3 大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉の設置変更に係る使用済燃料の処分の方法について</p>	<p>【補足説明資料】</p> <p>資料1 本発電用原子炉が平和の目的以外に使用されるおそれがないことの説明</p> <p>添付1-1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（最終改正：平成二十九年六月二十一日法律第六十七号）（抜粋）</p> <p>添付1-2 東北電力株式会社定款（抜粋）</p> <p>添付1-3 女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉の設置変更に係る使用済燃料の処分の方法について</p>	<p>【補足説明資料】</p> <p>資料1 本発電用原子炉が平和の目的以外に使用されるおそれがないことの説明</p> <p>添付1-1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号）（抜粋）</p> <p>添付1-2 北海道電力株式会社定款（抜粋）</p> <p>添付1-3 泊発電所3号炉の発電用原子炉の設置変更に係る使用済燃料の処分の方法について</p>	<p>【大飯、女川】法律改正日の相違</p> <p>【大飯、女川】会社名称の相違</p> <p>【大飯、女川】設備名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 比較表

原子炉等規制法第43条の3の6 第1項第1号（平和目的）基準への適合について

灰色：泊3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯3、4号炉の記載のうち、MOX燃料未導入に係る記載
- ・女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3号炉および4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
資料1 本発電用原子炉が平和の目的以外に使用されるおそれのないことの説明 本発電用原子炉の設置者である 関西電力 株式会社は、電気事業法に基づき、一般の需要に対し電気を供給する電気事業者である。 大飯発電所 は、電気事業者である 関西電力 株式会社が、商業発電の目的で設置する原子炉であることから、平和の目的以外に使用することはない。 また、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の5により許可を受けた事項の重要なものについて変更する場合には、同法第43条の3の8により許可を受けなければならぬ。	資料1 本発電用原子炉が平和の目的以外に使用されるおそれのないことの説明 本発電用原子炉の設置者である 東北電力 株式会社は、電気事業法に基づき、一般の需要に対し電気を供給する電気事業者である。 女川原子力発電所 2号炉 は、電気事業者である 東北電力 株式会社が、商業発電の目的で設置する原子炉であることから、平和の目的以外に使用することはない。 また、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の5により許可を受けた事項の重要なものについて変更する場合には、同法第43条の3の8により許可を受けなければならぬ。	資料1 本発電用原子炉が平和の目的以外に使用されるおそれのないことの説明 本発電用原子炉の設置者である 北海道電力 株式会社は、電気事業法に基づき、一般の需要に対し電気を供給する電気事業者である。 泊発電所 3号炉 は、電気事業者である 北海道電力 株式会社が、商業発電の目的で設置する原子炉であることから、平和の目的以外に使用することはない。 また、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の5により許可を受けた事項の重要なものについて変更する場合には、同法第43条の3の8により許可を受けなければならぬ。	【大飯、女川】 会社名称の相違 【大飯、女川】 設備名称の相違
添付1-1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（平成二十八年五月十八日法律第四十二号）（抜粋）	添付1-1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（最終改正：平成二十九年六月二十一日法律第六十七号）（抜粋）	添付1-1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号）（抜粋）	【大飯、女川】 法律改正日の相違
添付1-2 関西電力 株式会社定款（抜粋）	添付1-2 東北電力 株式会社定款（抜粋）	添付1-2 北海道電力 株式会社定款（抜粋）	【大飯、女川】 会社名称の相違
添付1-3 大飯発電所 3号炉及び4号炉 の発電用原子炉の設置変更に係る使用済燃料の処分の方法について	添付1-3 女川原子力発電所 2号炉 の発電用原子炉の設置変更に係る使用済燃料の処分の方法について	添付1-3 泊発電所 3号炉 の発電用原子炉の設置変更に係る使用済燃料の処分の方法について	【大飯、女川】 設備名称の相違

泊発電所 3号炉 比較表

原子炉等規制法第43条の3の6 第1項第1号(平和目的)基準への適合について

灰色：泊3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯3、4号炉の記載のうち、MOX燃料未導入に係る記載
- ・女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3号炉および4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>添付1-1</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抜粋） (昭和三十二年六月十日法律第百六十六号) 最終改正：平成二十八年五月十八日法律第四十二号</p> <p>第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制 第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制</p> <p>（設置の許可）</p> <p>第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 使用の目的</p> <p>三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基數</p> <p>四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備</p> <p>六 発電用原子炉施設の工事計画</p> <p>七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量</p> <p>八 使用済燃料の処分の方法</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p>	<p>添付1-1</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抜粋） (昭和三十二年六月十日法律第百六十六号) 最終改正：平成二十九年六月二十一日法律第六十七号</p> <p>第四章 原子炉の設置、運転等に関する規則 第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</p> <p>（設置の許可）</p> <p>第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 使用の目的</p> <p>三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基數</p> <p>四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備</p> <p>六 発電用原子炉施設の工事計画</p> <p>七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量</p> <p>八 使用済燃料の処分の方法</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>島根2号炉の記載抜粋</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p>	<p>添付1-1</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抜粋） (昭和三十二年六月十日法律第百六十六号) 最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号</p> <p>第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制 第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制</p> <p>（設置の許可）</p> <p>第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 使用の目的</p> <p>三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基數</p> <p>四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備</p> <p>六 発電用原子炉施設の工事計画</p> <p>七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量</p> <p>八 使用済燃料の処分の方法</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p>	<p>添付1-1</p> <p>【大飯、女川】法律改正日の相違</p> <p>【大飯、女川】法改正に伴う追加事項</p>

泊発電所 3号炉 比較表

灰色：泊 3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯 3, 4号炉の記載のうち、MOX 燃料未導入に係る記載
- ・女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号（平和目的）基準への適合について

大飯発電所 3号炉および4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。</p> <p>二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。</p> <p>三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。</p> <p>四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 前項の場合において、第四十三条の三の三十第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。</p> <p>3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>（変更の許可及び届出等）</p> <p>第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の十九第一項に規定する場合を除き、第四十三条の三の五第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内</p>	<p>一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。</p> <p>二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。</p> <p>三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。</p> <p>四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>島根 2号炉の記載抜粋</p> <p>2 前項の場合において、第四十三条の三の三十第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。</p> <p>3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>（変更の許可及び届出等）</p> <p>第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の十九第一項に規定する場合を除き、第四十三条の三の五第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内</p>	<p>一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。</p> <p>二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。</p> <p>三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。</p> <p>四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 前項の場合において、第四十三条の三の三十第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。</p> <p>3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>（変更の許可及び届出等）</p> <p>第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の十九第一項に規定する場合を除き、第四十三条の三の五第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内</p>	<p>【大飯、女川】 法改正に伴う追加事項</p> <p>【大飯、女川】 法改正に伴う変更事項</p>

泊発電所 3号炉 比較表

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)基準への適合について

灰色：泊3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯3、4号炉の記載のうち、MOX燃料未導入に係る記載
- ・女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 比較表	泊発電所 3号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
大飯発電所 3号炉および4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	
<p>に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の五第二項第五号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかな変更（核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。）のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。</p> <p>5 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項後段に規定する期間を短縮することができる。</p> <p>6 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出があつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。</p> <p>7 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。</p> <p>8 原子力規制委員会は、第一項本文の許可の申請に係る変更が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更についての同項本文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉施設の同項本文の許可に係る審査に優先して行うことができる。</p>	<p>に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の五第二項第五号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかな変更（核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。）のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。</p> <p>5 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項後段に規定する期間を短縮することができる。</p> <p>6 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出があつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。</p> <p>7 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。</p> <p>8 原子力規制委員会は、第一項本文の許可の申請に係る変更が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更についての同項本文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉施設の同項本文の許可に係る審査に優先して行うことができる。</p>	<p>に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の五第二項第五号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかな変更（核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。）のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。</p> <p>5 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項後段に規定する期間を短縮することができる。</p> <p>6 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出があつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。</p> <p>7 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。</p> <p>8 原子力規制委員会は、第一項本文の許可の申請に係る変更が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更についての同項本文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉施設の同項本文の許可に係る審査に優先して行うことができる。</p>	

灰色：泊3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯3、4号炉の記載のうち、MOX燃料未導入に係る記載
- ・女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3号炉および4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付1-2 関西電力株式会社定款(抜粋)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 本会社は、関西電力株式会社と称する。英文では The Kansai Electric Power Company, Incorporated と記す。</p> <p>(目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気事業 (2) 热供給事業 (3) 電気通信事業 (4) 情報処理及び情報提供サービス事業 (5) ガス供給事業 (6) 電気機械器具及び蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化又は電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転及び保守 (7) 鉄道事業法による運輸事業 (8) 不動産の売買、賃貸借及び管理 (9) 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 (10) 前各号に附帯関連する事業</p>	<p>添付1-2 東北電力株式会社定款(抜粋)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当会社は、東北電力株式会社と称する。英文では、Tohoku Electric Power Company, Incorporated と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気事業 (2) 電気機械器具の製造、販売及び賃貸 (3) 冷水、温水、蒸気等の热供給事業 (4) ガス供給事業 (5) 情報処理及び電気通信事業 (6) 不動産の売買、賃貸借及び管理 (7) 土木及び建築工事並びにこれらに関連する調査、企画、測量、設計、保守及び監理 (8) 前各号並びに環境に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 (9) 前各号に附帯関連する事業</p>	<p>添付1-2 北海道電力株式会社定款(抜粋)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 本会社は、北海道電力株式会社と称する。英文では、Hokkaido Electric Power Company, Incorporated と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気事業 (2) 電気機械器具の製造、修理、販売及び賃貸 (3) 蒸気、温水などによる热供給事業 (4) ガス供給事業 (5) 不動産の売買、賃貸及び管理 (6) 情報処理、情報提供サービス事業及び電気通信事業法に定める電気通信事業 (7) 石炭灰などの電力副産物及びそれを原材料とする製品の製造、販売 (8) 建設工事の調査、設計及び施工監理 (9) 金銭の貸付 (10) 前各号に関するコンサルティング及びエンジニアリング (11) 前各号に附帯関連する事業</p>	<p>【大飯・女川】 会社名称の相違</p> <p>【大飯・女川】 事業内容の相違</p>

灰色：泊3号炉と比較対象とならない以下の記載

- ・大飯3, 4号炉の記載のうち、MOX燃料未導入に係る記載
- ・女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備(燃料)に係る記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3号炉および4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付1-3</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉の設置変更に係る使用済燃料の処分の方法について</p> <p>使用済燃料の処分の方法については、平成28年11月2日付け原規規発第16110234号をもって設置変更許可を受けた大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の記載内容からの変更はない。</p>	<p>添付1-3</p> <p>女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉の設置変更に係る使用済燃料の処分の方法について</p> <p>使用済燃料の処分の方法については、平成28年11月2日付け原規規発第16110220号をもって設置変更許可を受けた女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書の記載内容からの変更はない。</p>	<p>添付1-3</p> <p>泊発電所3号炉の発電用原子炉の設置変更に係る使用済燃料の処分の方法について</p> <p>使用済燃料の処分の方法については、平成28年11月2日付け原規規発第16110239号をもって設置変更許可を受けた泊発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書の記載内容からの変更はない。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違 ・番号の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違</p>